

さらなる少人数学級推進と教育予算の増額を求める意見書

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正により、令和3年度から5年計画で小学校は35人学級が実現することになりました。しかし、35人学級ではゆきとどいた教育には不十分であり、中学校ではいまだに40人学級のまです。長野県では平成25年度に35人学級を中学校3年生まで拡大し、以降、小中学校全学年で35人学級となっています。また、複式学級の学級定員についても長野県は独自に小中学校ともに8人としています。しかし、義務標準法の裏付けがないため財政的負担は大きくなります。小学校では専科教員が県基準ではなく国基準の学級数で配置され、また、学級増に伴う教員増については臨時的任用教員の配置によって対応するなど、課題が多く残されています。

学校現場では新学習指導要領やGIGAスクール構想への対応、貧困・いじめ・不登校など解決すべき課題が山積しており、子どもたちがゆたかな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。さらには教員不足による欠員が常態化し、子どもたちの学びを保障できない状況が生じている現状です。ゆたかな学びや学校の「働き方改革」を実現するためには、早急に30人学級を実現するなど、さらなる少人数学級推進と抜本的な定数改善計画に基づく教職員定数の改善が不可欠です。

そこで、地方教育行政の実情が十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるよう、次の事項を実現するよう強く要望します。

- 1 どの子にもゆきとどいた教育をするために、さらなる少人数学級推進と教育予算の増額をすること。また、複式学級の学級定員を引き下げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和5年9月22日

塩 尻 市 議 会